

令和4年度教育民生委員会行政視察報告書

1. 視察日程 令和4年10月26日（水）～10月28日（金）
2. 視察先及び項目
- 愛知県豊田市
- ・重層的支援体制整備事業について
- 静岡県藤枝市
- ・子ども家庭総合支援拠点及び
藤の里ファミリーサポートセンター事業について
- 静岡県沼津市
- ・小中一貫教育について
3. 視察参加者
- | | | |
|-----|-----|------------|
| 委員長 | 茨 | 智仁 |
| 委員 | 寒川 | 佳枝 |
| 委員 | 小笠原 | 浩 |
| 委員 | 若谷 | 修治 |
| 委員 | 斉藤 | 義明 |
| 委員 | 楠井 | 常夫 |
| 委員 | 村井 | 孝彦 |
| 同行 | 丸橋 | 通良（健康福祉部長） |
| 随行 | 網野 | 香奈（議会事務局） |

I. 愛知県豊田市

<人口：421,037人，面積：918.32km²>

期日：令和4年10月26日（水）14時～

視察項目：重層的支援体制整備事業について



【視察目的】

近年の、地域住民の複雑化，複合化した支援ニーズに対応するため，包括的な支援体制の構築が必要である。地域住民が抱える課題が複雑化，複合化する中で，従来の属性別支援体制では対応が困難であり，包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みづくりが求められている。本市においても，その仕組みづくりを今後行っていく中で，「重層的支援体制整備事業」の先進地である豊田市の取組を調査研究するものである。

【説明者】

豊田市福祉部福祉総合相談課長

大内氏

豊田市福祉部福祉総合相談課

江崎氏

【視察内容】

1. 事業の概要・目的（豊田市の特色）

5つの大きな事業で構成

- ①包括的相談支援事業：相談を受け止める場所
- ②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：本人からの直接の相談でない場合等に対応
- ③多機関協働事業：多様な支援機関を巻き込んで支援を行う
- ④参加支援事業：具体的に支援を行う時に，制度の狭間などの理由で支援が難しい場合に社会参加等を促す。
- ⑤地域づくり事業：制度福祉ではなく，地域福祉で対応していく事業

①包括的相談支援事業

入口の部分に当たり、属性や世代を問わずに包括的に受け止める。主たる支援対象者以外からの相談があっても、しっかり受け止め、適切に支援機関につなぐ。

「この相談内容はうちじゃない」という対応は厳禁

豊田市独自の取組として、福祉相談窓口を設置している。社会福祉協議会や民生委員も総合相談の窓口としての位置づけである。

②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

これまでは本人の同意がなければ動けないのが現状だったが、「本人が相談に来ないと無理」は厳禁となった。

いい意味での縦割りを生かし、支援者の内容に対応したアウトリーチを一つの機関が行う。

支援会議が設置されたことで、個人情報のできなかった支援が行えるようになった。

③多機関協働事業

既存の多機関が集まった会議を活用して、重層的支援会議と位置づけ、多機関でケースバイケースで対応している。

豊田市独自の新規の取組として、重層的支援会議定例会を設置し、支援機関の代表者に集ってもらい、情報共有を行う場としている。

福祉相談窓口にも多機関調整管理者を、市役所内各部署にも多機関調整推進員を設置して、全ての部署にも多機関の調整に携わる人員を配置する。

④参加支援事業

豊田市の特徴で、この事業に一番力を入れている。

障がい者や介護の制度の狭間で、制度上の支援が使えない方への対応

様々な事業所の方に参加してもらい、「とよた多世代参加支援プロジェクト」を設置し、参加型の支援を行う。

⑤地域づくり事業

世代や属性を超えて地域住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。

社会福祉協議会に間に入ってもらい、対象を限定する地域づくりから、全世代の

地域づくりに趣向を変えていく。

豊田市では、「重層的」とは、対象者自身や世帯の困りごとがたくさんある「対象者の重層」、相談から支援の実施までの「支援手段の重層」、支援機関の重なりによって支援する「支援機関の重層」と考えている。

2. 関係機関との連携の際に生じた問題点及びその解決策

- ・ 困りごとを抱えた相談者への支援機関のアプローチ方法の差

⇒各課の立場も理解するが、同じ対応をしてもらうように定例会の場でお願ひする。

- ・ 民生委員は住民の身近な相談先であり総合相談窓口と位置づけているが、民生委員に事前に理解してもらう必要がある。

⇒今までの活動の延長線上にある活動だということを理解してもらうことが重要である。

- ・ 今後発生する新しい困りごとに対応するために、新規支援の事業化が必要である。

⇒重層的支援会議定例会の濃度を高める必要がある。

- ・ 各課の支援内容の「のりしろ」の伸び不足があり、「もう一步踏み出した」支援の動きが必要である。

⇒重層事業に関連する研修等に、中心課以外の支援機関も参加する必要がある。

- ・ 「地域づくり事業」において土台が硬直化しており、各支援機関が積極的に検討して具体化する動きがない。

⇒地域づくりに該当する事業が「地域づくり」という認識を高める必要がある。

3. 今後の方向性

- ・ 上記の課題事項の解決に取り組んでいく。
- ・ 仕組み（体制）は構築できているため、各支援機関にその仕組みの「すり込み」を2～3年かけて実践していく。



【主な質疑応答】

(質) 重層的支援事業に早くから取り組めた理由は。

(答) 当時の担当部長が、国の情報をいち早く厳密に調べていた。

(質) 福祉事業全般で個人情報の取扱いがネックになると思う。特にアウトリーチ事業ではその扱いが難しいと思うが、どのように扱っているのか。

(答) アウトリーチ事業の中の個人情報については、支援会議の中で、その後支援につないでいくために同意のない個人情報を共有することは法令上は大丈夫である。しかし、個人情報を共有した後のアプローチの段階で慎重に進めている。

(質) 一元化することで対応が遅れることはないか

(答) 相談する入口は相談される方の判断になるので、対応に時差ができることはある程度は仕方がないと思う。

(質) 総合的に支援を行うため、本来行うべきである担当課が他部署に丸投げしてしまうことがないか。

(答) メインの部署が基本対応をし、そこからつながる解決すべき事項を担当する部署が部分的対応をするようにしている。



(質) 民生委員でなく、地域コーディネーターや自治会が対応する場合の個人情報の取扱いはどのようになっているのか。

(答) 支援会議の中に、支援をするために必要な方を随時呼び出して、守秘義務を説明して参加してもらっている。

(質) 支援のために必要で、自治会の役員でもないような身近な方が関わった場合の対応はどのようになっているのか。

(答) ある程度、部分的な情報共有は必要であるが、細心の注意が必要である。

(質) この事業を行う前の状況はどうだったのか。

(答) 合併して生まれたまちであるため、地域の温度差が大きく、地域主導で行うことが難しい状況であった。また、地区社協がないため、地域で支えていくという土壌がなかった。そのため、行政主導で行った。

(質) とよた多世代参加支援プロジェクトに参加している事業所の集まり方はどのようなになっているのか。

(答) やはり旗振り役の事業所が必要である。最初は市役所の意向を理解してくれている事業所をお願いして、そこから広げていった。

(質) 支援の責務を持った方の人事異動はどのようにしているか。

(答) 市役所の人事当局も関わりを持って進めた。

(質) スタート時に事業を進めるに当たって、各部署の温度差はあったと思われるが、その対応はどのようにしたのか。

(答) 前々からの積み上げがあるので、大きく変化することはないという認識の中で進めた。しかし、温度差はあったが、温度差を埋めるよりは是正しなければいけないことを優先して進めて行った。

(質) とよた多世代参加支援プロジェクトに対する、市の財政的な支援等の支援体制がどのようなになっているか。

(答) プロジェクトは委託ではなく、協定を結ぶ形で行っている。財政支援は、協定の負担金で支払いをしている。豊田市と一緒に進める形をとりたかったため、委託ではなく協定の形をとった。



【視察を終えての感想】

豊田市では、令和3年4月から「重層的支援体制推進事業」を行っているが、行政側がリーダーシップをとり、民生委員や支援に関わる様々な団体の皆様に協力してもらいやすい環境を構築していると感じた。都市部と農村部が混在しているまちであるため、地域主導が難しかったとは思われるが、行政主導ですばらしい支援体制が進められている。坂出市においては、自治会組織・地区社協がしっかりと構築されているため地域主導で進めていくことも可能であると思われるが、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するには、行政側がリーダーシップをとり行政主導で行っていくことは必要であると思った。



Ⅱ. 静岡県藤枝市

<人口：143,863人，面積：194.03km²>

期日：令和4年10月27日（木）10時～

視察項目：子ども家庭総合支援拠点及び

藤の里ファミリーサポートセンター事業について



【視察目的】

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律により，市町村は子どもおよび妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され，子どもとその家族および妊産婦等を対象に，実情の把握，子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による継続的ソーシャルワーク業務までを行う機能を担う子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないと規定された。

国は，令和4年度末までに全ての自治体への子ども家庭総合支援拠点の設置を目標としているが，設置率は低調である中，藤枝市ではいち早く支援拠点を整備し，妊娠・出産から子育ての切れ目のない支援を実践していることから，本市における支援拠点設置に向けて藤枝市の取組を調査研究するものである。

【説明者】 子ども・若者支援課長 風間氏
児童課長 岡村氏
児童課主幹兼子育て応援係長 津島氏

【視察内容】

●子ども家庭総合支援拠点について

1. 子ども家庭総合支援拠点の業務

①子ども家庭支援全般に係る業務 ⇒ 相談対応，迅速な調査

②要支援および要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務

⇒ アセスメント，支援計画の作成，市区町村指導

③関係機関との連携 ⇒ 要保護児童地域対策協議会の調整機関、機能強化

④その他必要な支援 ⇒ 居場所づくり

2. 藤枝市子ども家庭総合支援拠点

・原則、同一の機関が「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を担い、一体的な支援を行うとされているが、例外的に自治体の実情に応じ、2つの機関が2つの機能を担うことを認めており、藤枝市は後者。「子育て世代包括支援センター」機能は保健センター内で健康推



進課が担い、適切に情報を共有し、各機関の専門性を連携させて継続した支援を行っている。

・県内他自治体に先駆けて、法施行日（H29.4.1）より支援拠点を教育委員会と同一フロアに設置し、現子ども・若者支援課がその機能を担っている。（←福祉と教育の情報共有が不可欠。子ども子育て施策と教育施策の連動・連携）

形態は、家庭児童相談室の機能を包含し、その機能を核とした拠点として機能強化を図った。

3. 特色ある取組

（1）要保護児童地域対策協議会

「代表者会議」—「実務者会議」—「個別ケース検討会議」の3層構造

↓登録ケースの情報共有・進行管理・支援の見立て

（児童虐待・DV部会，児童生徒指導支援部会，発達支援部会）

（2）子どもの居場所づくり

①こども食堂実施支援事業

目的：子どもが健やかに育成される環境整備，子どもの見守り体制強化

概要：実施団体に対し補助金交付 居場所型 15万円／年

宅食型 12万円／年（R3～）

②子ども育成支援事業

目的：子どもの健全育成にあわせて児童虐待の世代間連鎖を防止

概要：家庭，学校に次ぐ第3の居場所を開設

NPO法人に委託 週4日開設 学習や食事の支援，学校への迎え等
一軒家を借上げ 大人と接する機会を確保

(3) 子どもの命を守るための思春期講座

「子どもの命を守るために必要な知識」について総合的に啓発する講座を部局協働で作成。令和4年度から市内公立全中学校で実施

- ・いじめの防止
- ・子どもの権利擁護
- ・性教育，自殺予防
- ・性の多様性
- ・暴力から身を守る方法

(4) ヤングケアラーへの取組

当事者支援のみならず，ケアラーを含めた家族支援という視点で対策

(5) 成果と課題

<成果>支援を要するケースについて，関係機関との情報交換や意見交換が迅速
虐待やDVの予防および防止への積極的かつ継続した啓発活動

⇒関係機関(多職種)が連携した迅速かつ的確・適切な支援につながっている。

<課題>子ども・若者や家庭が抱える課題は多岐にわたる。

福祉・教育・保健等の制度や組織による縦割りの壁，義務教育の修了や高校卒業の年齢の壁を克服した，切れ目のない支援という課題

8050問題，引きこもり対策への早期関与・支援(予防の視点による対応・対策)が置き去り

4. 新たな包括的支援体制の整備

課題解決に向け，『子ども・若者総合サポート 藤枝モデル』をスタート

令和4年度から，これまでの妊娠・出産から子育ての切れ目のない支援(～18歳)に加え，就労・自立までの年齢に切れ目を生じさせない支援(～39歳)を行う体制を構築

「要保護児童対策地域協議会」と「子ども・若者支援協議会」のネットワークを一体化させた「子ども・若者総合サポート会議」を新設するとともに，義務教育修了後高等学校との連携強化

●藤の里ファミリーサポートセンター

1. 事業の目的・概要

既存の体制では応じきれない変動的、変則的な保育ニーズに対応し、育児を援助したい人(提供会員)と育児の援助を受けたい人(依頼会員)が互いに会員となり、子どもの送迎や預かり等を行う相互援助活動で、子育て中の親の育児と仕事の両立支援、安心して子育て



ができる環境整備を目的とする。藤枝市では、平成12年に児童課内に設置・運用を開始した。

<構成員>依頼会員：市内在住で概ね4か月から小学生までの子どもを子育て中の方

提供会員：市内在住で講習会受講済みの方

両方会員：依頼会員と提供委員を兼務の方

R4.8月現在 依頼会員：742人、提供会員：267人、両方会員：50人

<利用料金>①昼間(7:00~19:00)基本600円/時間

②早朝・夜間(19:00~7:00)基本700円/時間

土日祝日等加算あり。キャンセル料あり。

<主な支援>放課後児童クラブのお迎え、放課後児童クラブ終了後の預かり、

保育所・幼稚園の送迎、冠婚葬祭や買物等の外出時の子どもの預かり等

<会員研修>①提供会員講習会(養成講座)：2回/年

小児看護の基礎知識、子どもの世話と遊び、乳幼児の病気と事故等

②提供会員フォローアップ講習会：3回/年

子どもの安全と事故、援助活動におけるリスクマネジメント

③全体交流会(提供・依頼・両方会員)：1回/年

会員同士の交流イベント

2. 実績

令和元年度~令和3年度の実績については、コロナの影響により、活動回数が半数以下に減っている。

R3 189回/月 実動人数：提供17人、依頼20人

3. 課題

- ①提供会員の登録はあっても実際に活動できる会員の減少と高齢化により、提供会員不足が深刻で、今後の運営に支障を来す。
- ②障がい児の依頼や毎日の送迎依頼、母親の育児不安による依頼等難しいケースが増加しているが、対応できる提供会員が少ない。

4. 今後の展望

- ①提供会員を増やすことが急務。講習会の開催や本事業の意義・やりがい等を積極的に情報発信し、実際に活動できる提供会員の増員を図る。
- ②フォローアップ研修の確実な受講を促し、提供会員個々のスキルアップを図る。

【主な質疑応答】

(質) 保健師が3か月児の赤ちゃんを訪問する際は全世帯を訪問できるのか。また、コロナ禍においてどのように訪問されたのか。

(答) 子育て世代包括支援センターの母子担当保健師が全世帯を訪問できている。コロナ禍においても感染症対策を施した上で休まず継続した。訪問時は赤ちゃんの発育状態を調べたり、母親からの聞き取りで心配事などを掌握したりする。

(質) 就学前施設の保護者会や学校のPTAとの関係構築はどのように努めているか。

(答) 引きこもりや発達障がいのある子どもの家族会ができていないことが課題である。家族会など意見交換できる場があればお互いに助け合うこともできるし、情報伝達の観点からも必要であると考えており、早急に取り組みたい。

(質) 高校にもアプローチをかけて取り組んでいるようだが、県教育委員会所管の高校に市の教育長が話をしに行ったことに対して反発はなかったか。

(答) 最初に県教育委員会や私学協会に当該事業について相談した際、県全体で動く



のは難しいので市独自で各学校と話してほしいと言われた。子どもの支援において各学校ではなかなか対応できないという課題があったようで、高校としては行政から投げかけをしてもらえることがありがたいとの反応があった。市としても各学校が課題を抱えていることを知ることができ、県全体の問題として見てもらえるよう要請するきっかけとなったため、ありがたいと感じている。

(質) 坂出市はファミリーサポートセンターを社会福祉協議会に委託しているが、藤枝市は市直営で運営している。そのメリット・デメリットは。

(答) 藤枝市では児童課内に設置している。児童クラブや地域子育て支援センター等をはじめ、子ども未来応援局内では子どもに関することを所管し、教育委員会も目の前にあるなど、いろいろな情報共有ができており、何かあればすぐに相談できる体制になっているところが強みであると考えている。デメリットについては特に考えたことはない。

(質) 設置から 20 年を超え、定着してきたファミリーサポートセンターだが、課題として、障がい児の依頼や母親の育児不安による依頼等難しいケースが増加しているとのある。最近増えてきた問題なのか。また、そのようなケースに対し、どのように対応しているのか。

(答) 近年、保育園のお迎えやその後の預かりの依頼が、多いというわけではないが増えてきている。専門家ではないことや有償ボランティアという位置づけであることから、何かあったときの責任問題になるので受入れは難しい状況である。保育士や看護師等の有資格者に会員になってもらい対応できるようになればよいが、まだそこまでには至っていない状況なので、今後多様なニーズを分析しながら極力対応できるようにしていきたい。

【視察を終えての感想】

4 か月（首の座ったぐらい）と表現されていたが、非常に早い時期から専門の知識を持たれる保健師に自宅に来てもらえ、相談や対話ができることは、若い母親にとっては安心につながると感じた。

また、保健師の側からは、早い時期に保護者との時間をとることで、赤ちゃんの発

育状況や母親の心身の健康状態を把握することができるとともに、不安や心配事に早めに対処できたり、虐待の防止にもつながったりする。

ファミリーサポートセンターについては、共働きの家庭が増え、このような事業は利便性があると思うが、多様な障害への対応には課題が多いと感じた。



Ⅲ. 静岡県沼津市

<人口：192,338人，面積：186.96km²>

期日：令和4年10月28日（金）10時～

視察項目：小中一貫教育について



【視察目的】

平成27年に学校教育制度の多様化および弾力化を推進するため学校教育法が改正され、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置が可能となった。背景には、小学校6年間、中学校3年間の学校制度が現代の子どもの実態に即していないのではないかという意見があることや、また、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる問題の解消につながるとの期待もある。さらに、少子化に伴う学校の統廃合が進んでいることもあり、全国的に小中一貫校・義務教育学校が増加している。

本市においては、現在、学校再編整備計画の策定作業中であるが、その素案の基本方針には、「再編整備の際には、小中一貫・義務教育学校での対応も検討する」と示されていることから、今後の計画策定過程における小中一貫教育に対する知識・理解を深めるため、全中学校区で完全実施している沼津市の小中一貫教育について調査研究を行うものである。

【説明者】 教育委員会事務局

学校教育課長補佐	渡邊氏
学校教育課指導主事	河村氏
教育企画課指導主事	岩本氏
教育企画課指導主事	栗原氏

【視察内容】

1. 小中一貫教育実施までの経緯

- ・平成15年度から4年間、県教育委員会および文部科学省の指定を受けて、第五地

区（第五小・開北小・第五中）において小中連携の研究を行った。沼津市に小中一貫教育のモデルとなる学校がなかったため、平成 26 年に静浦小中一貫学校を開校し、市内小中一貫教育の基礎をつくった。

- ・平成 18 年に言語特区に認定されたことから、言葉を用いて積極的に人と関わって
いこうとする態度の育成を目的に言語科を開始（沼津市独自の教科）
- ・令和 4 年度現在、市内全小中学校で小中一貫教育を実施
施設一体型：3 校，施設分離型：14 中学校区

2. 小中一貫教育推進について

- ・施設形態（一体・分離）に関係なく、全市立小中学校で小中一貫教育に取り組む。
（沼津市は、併設型小学校・中学校の形態（免許状併有不要・同一の設置者））
- ・小中学校の枠組みは残し、小中全教職員で「義務教育 9 年間で子どもを育てる」というゴールを共有する。（各学校でグランドデザインを作成・共有）
- ・小中の教員が理解し合うための会議・研修・乗り入れ授業・人事異動
- ・義務教育 9 年間の教育課程のカリキュラム・マネジメント，組織マネジメント
- ・コミュニティ・スクールの導入 小学校区と中学校区のつながりを生かす。

3. 施設一体型・分離型のメリット・デメリット

		メリット	デメリット
児童 生徒	一体型	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人と関わる機会がある ・小中の壁にとらわれないカリキュラムでの学校生活（中 1 ギャップ解消，教科担任制の早期導入等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・変化の少ない学習環境 ・小学校高学年におけるリーダー性，自主性を養う機会が減ることもある
	分離型	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校，中学校の既存の良さを保てる ・体育館や教室など施設の数確保できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育を感じにくい ・小学校と中学校での違い（校則・生活・授業の様子など）が残りやすい
教職員	一体型	<ul style="list-style-type: none"> ・小中の教職員が協働 ・授業改善の機会が増える ・子どもの成長への理解が深まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい学校への対応 ・多忙化する可能性がある ・校種による文化の相互理解までにかかる時間
	分離型	<ul style="list-style-type: none"> ・変化の少ない環境で学校生活を送ることができる ・これまでに積み重ねた経験と知識が利用しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中の教員の連携が難しい ・小中一貫教育の成果を感じにくい

地域	一体型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの学校との一体感 ・ 子どもを理解してくれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変わらない環境での子育て
	分離型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校のある地域，中学校のある地域，それぞれが活性化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの成長に伴って，学校が縁遠くなりやすい ・ 子どもの少子化に伴い，適正な学級数での運用が難しくなる

4. 成果と課題

<成果>新しいカリキュラムの実践による子どもの変化

(中1ギャップの解消・生徒指導の改善など)

授業改善・子ども理解による学力の向上

長期的なカリキュラムによる地域学習の実践

<課題>教職員への研修時間増などの負担

方向性を見つけたり，成果を実感するまでに時間かかる。



5. 今後の取組

①適正化の検討

- ・ 現在全学年が単学級，または，今後 10 年間に於いて全学年が単学級になる小中学校については，適正化を検討していく。

②小規模校の教育環境の整備

- ・ ICTを活用した教育を推進し，他校の児童生徒との合同授業・合同活動を取り入れる。
- ・ 小中一貫教育をさらに推進していく。

【主な質疑応答】

(質) 静浦小中一貫学校以外の2校も新築建て替えなのか。

(答) 長井崎小中一貫学校と戸田小中一貫学校については，改修する形で対応する。

(質) 新しい校舎ができている学校とそうでない学校と格差が生じているのではないかと。

(答) 市内には人口が減少している過疎地域と人口が増加している地域の格差が生じている。地域と共に話し合いをしながら進めている。

(質) 統廃合により学校が消滅する地域住民からは反対はないのか。

(答) 昨年度、統廃合により学校が消滅する地域住民が反対の署名運動を行った経緯がある。市民に理解を得ながら統廃合は進めなくてはならない。

(質) 教員免許の取得状況はどのようになっているのか。

(答) 小学校教員免許または中学校教員免許を両方取得している教師は約6割である。小中一貫学校では必ずしも取得していなくても大丈夫だが、義務教育学校では両方必要である。

(質) 沼津市外で勤務されている教員にとって、小中一貫教育に対する関心はあるのか。

(答) 市外に勤務する教員のことは把握できていないが、市内に赴任され小中一貫教育を経験された教員から聞いた話では、小学校または中学校が互いに何を行っているか知らなかったが、小中一貫教育になって互いのことを知ることができ、とてもよかったと評価している。



【視察を終えての感想】

小中一貫教育、また、学校統廃合についても視察でき、本当に参考になった。

視察資料の先頭ページに、身長180cm近い中学3年生とその傍らに中学生の腰ほどしか背丈のない小学1年生の写真があった。まさにこれが施設一体型で学ぶ小中一貫教育であると感じとれた。児童生徒は異学年交流でこれまで以上に人と関われ、教員は小中をそれぞれ理解し互いに協働でき、地域はより一体感が生まれる。デメリットの部分はあるがその何倍もメリットの方が大きいと感じた。

また、「読解の時間」と「英語の時間」からなる「言語科」を実施していることも興味深かった。「言語科」の目標は、「言葉を用いて積極的に人と関わっていこうとする態度の育成」。児童生徒が、人の話をしっかり聞いたり、書かれていることをじっくり考えながら読んだり、自分の考えをはっきり述べたり、書いたりできるようになるこ

とである。

最後に、学校統廃合は、住民のコンセンサスを得ることは大変難しいと感じた。統廃合に関する話になると、「地域と共に話し合い」というフレーズを何度もお聞きした。地域コミュニティの核である学校がなくなることによって不安を抱く住民も多い。しかしながら、未来ある子どもたちの学びの環境を整えていくことは最重要課題である。本市もスピード感を持って、住民理解を得るために全庁的に取り組まねばならない。

